

# 新型コロナ禍における ドイツの労働市場政策

松丸 和夫

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が急速に拡大したのは、ドイツも日本もほぼ同時期の2000年春以降であった。COVID-19は、疫学上の大問題であると同時に、感染拡大防止のために経済・社会・教育・文化等の諸分野に行動制限措置をもたらし、既存の医療保障制度をはじめとする社会諸制度に大きな負荷をもたらしている。

ドイツの「新型コロナ特例」は、大量失業を回避する手段としての労働市場政策、とりわけ「操業短縮手当」の適用条件を大幅に緩和し、その適用件数がピーク時には600万人の失業回避に役立つものとして日本でも注目された。他方日本では、雇用調整助成金の特例措置が2020年4月に始まり、2022年11月末までを予定して実施中である。

パンデミックは、労働市場政策の機能やその問題点を、一気に試練に転化した。政策・制度に対する「ストレス・テスト」（耐性力試験）として、大きな負荷を与えた。大量失業の発生を回避し、感染拡大防止と経済活動を両立させる接点として、ドイツ労働市場政策の2つの問題、第一に、ハルツ改革Ⅳまたは失業給付Ⅱの問題点の克服をめざす首都ベルリンでの「ベーシックインカム」<sup>1</sup>の実験、第二に、大量失業予防策としての「操業短縮手当」の機能について取り上げる。

## 1 ベルリンの労働市場政策の実験

2019年7月、ドイツの首都ベルリンで、「ベーシックインカム」の実験が始まった。ベルリンの1,000人の長期失業者（失業期間1年～2年以上）を対象に、社会保険適用義務のある雇用を提供するという実験である。事業期間は、2019年7月1日から2025年12月31日までとされた。ミカエル・ミュラー（社会民主党）市長（当時）の発意で、ベルリン市議会の承認を経て実験が開始された。その後2021年12月に市長は、フランツィスカ・ギファイ（社会民主党）に代わった。ベルリン市長としては歴史上2人目の女性市長である。

これまで「ベーシックインカム」の構想は多方面から提唱されてきたが、法令に基づく一国の制度として導入された例は、世界にまだない。そもそも「ベーシックインカム」とは何かをめぐっても、その定義、目的、財源、既存の福祉諸制度との関係等々をめぐって種々の議論と構想があることはよく知られている。一方でそれらの議論を意識しつつ、この実験の背景と目的、パイロット・プロジェクトの内容、今後の見通しについて述べる。

### (1) ハルツ改革への批判

ドイツでは、2005年に社会民主党政権

(シュレーダー元首相)のもとで、労働市場改革の総仕上げとして、ハルツⅣ法が施行された。それまで失業者に給付されてきた失業保険金(Arbeitslosengeld)と失業扶助(Arbeitslosenhilfe)が再編されて、現行の失業給付Ⅰと失業給付Ⅱに変更された。

失業給付Ⅰは、社会法典Ⅲを根拠法として、賃金の2.4%(原則3.0%)の保険料率(労使折半)で徴収される失業保険料をその財源としている。2022年12月まではこの軽減料率が予定されている。ドイツの失業保険制度は、ミニジョブ(稼得額の僅少な仕事)や老齢年金支給開始年齢に達した人、公務員等を除き、労働報酬を得て働く被用者すべてと職業訓練中の人(職業訓練生)が適用対象となる。失業給付Ⅰの受給要件は、65歳未満で週15時間以上の就労が可能で失業していることを連邦雇用エージェントに申告・登録した人のうち、離職前2年間で通算12カ月以上の失業保険料の納付実績があることとなっている。失業給付Ⅰの給付水準は、離職前の税・社会保険料を控除した純報酬額の60%相当、扶養する子が1人以上いる場合は67%相当となる。いわゆる資力調査(ミーンズテスト)は課されない。

他方、失業給付Ⅱは、社会法典Ⅱを根拠法とし、財源は連邦政府の一般財源であり、住居費と暖房費に限り、連邦政府と地方自治体が財源をシェアしている。かつては、旧失業保険金の給付期限が過ぎてもなお失業している求職者に対して、一定の要件を満たした場合に、無期限で支給されていた「失業扶助」の機能の一部を継承するとともに、公的扶助としての社会扶助(Sozialhilfe)受給者の内、就業能力のある人をこの失業給付Ⅱに移行させ、就労インセンティブを高めようとする施策として始まった。15

歳以上65歳未満の人で、1日3時間以上の就労が可能で、本人および本人と同一生計で生活する者が、本人の能力と資金では生活するために必要な収入を満たすことができない要扶助状態にあることが受給要件となる。失業給付Ⅱの給付額は、成人単身者の月額449ユーロ(2022年1月現在)を基準に、世帯構成により加算や減額措置がとられている。

この失業給付Ⅱをめぐるのは、一定の経過措置や基準額の引き上げがなされてきたとはいえ、旧来の失業扶助の受給者にとっては、給付額の削減や打ち切り、低賃金のミニジョブへの駆り立てがなされる等の厳しい内容であった。また、社会扶助を受給していた人のうち、就労可能であると認定された場合、「給付に先立つ就労斡旋」が重視されたことにより、事実上低賃金の仕事に就くことが強要された。稼働労働、就労能力の有無にかかわらず、すべての市民に無条件で基礎所得を保障しようとする無条件基礎所得(ベーシックインカム)が提唱される背景には、「働かざる者食うべからず」への異議が込められている。

ドイツでは、2005年以降、ハルツⅣは人権侵害だとの反発や批判が充満してきた。今日でもハルツⅣの見直し、とりわけ失業給付Ⅱの廃止を求める声は強い。

## (2) 連邦憲法裁判所の違憲判決

失業給付Ⅱへの反発や批判を正面から受け止めた判断が、2010年2月9日、カールスルーエの連邦憲法裁判所によってなされた。同裁判所は、2005年に導入されたハルツⅣ制度を「憲法違反」であると断定し、連邦政府に対して失業給付Ⅱの算定方法を改善するよう命じた。この裁判の原告は、失業給付Ⅱを受けている子ど

ものいる三世帯であった。

判決文の前文には、ドイツの憲法である基本法第1条と第20条にもとづく基本解釈が4点にわたって述べられている。ハルツIV法の、実際の運用が依拠すべき基本法上の原理・原則が次のように要約されている。

「1. 基本法第1条第1項にもとづく人間としてふさわしい最低限度の生活保障に対する基本権は、第20条第1項の社会国家原則と相俟って、その肉体的な生存と社会的、文化的、政治的生活における最低限の参加にとって欠かすことの出来ないあらゆる物的な諸前提を扶助を必要とする人の誰にでも保障している。

2. 基本法第1条第1項にもとづくこの基本権は、保障されるべき権利として、同法第20条第1項と相俟って、すべての個人の尊厳を尊重しながら、第1条第1項にもとづく絶対的に機能する請求権と並んで、固有の意義を有する。それは、本来、自由に処理できるものではなく、必ず履行されなければならないが、しかし立法者によって具現化され、絶えず現代化されることを必要とし、立法者は、提供される諸給付を国家のその都度の発展状態とその時点の生活諸条件に適合させなければならない。その上で、立法者には具現化の余地が権限として与えられる。

3. 請求の範囲の確定のために、立法者は、生存に必要なすべての費用を透明で適切な手続きによって、信頼できる数値と論理的に筋の通った計算方法に基づいて、現実的並びにわかりやすく計算しなければならない。

4. 立法者は、人間としてふさわしい最低限生活の保障のための典型的な必要を確定した月額によって支給することができるが、

それに加えて、不可欠の、一連の、たんに1回限りでない特別の必要のための付加的な給付請求を許容しなければならない。」(Leitsätze zum Urteil des Ersten Senats vom 9. Februar 2010、邦訳は筆者)

このような前提から見ると、2010年当初の失業給付Ⅱの支給額が、成人1人月額359ユーロ、6歳以上13歳未満の子どもは月額251ユーロすなわち、成人の70%となっていたことの問題性が浮き上がる。この按分率は、その後若干の引き上げがあったとはいえ、現行でもほとんど変わっていない。原告の主張の要点は、子どもへの給付額が、必要最低限の額に達しておらず、人間の尊厳を満たす最低限の生活を保障する基本法の規定に違反している、という点であった。

判決は、この原告側の主張を受け入れ、大人と違って、6歳から13歳未満の年齢の子どもは、身体の成長が早く、衣服や靴を年に何回も買い替えなければならないし、補習や習い事などの費用も給付額の算定において全く考慮されていないとして、原告の主張を全面的に認めた。

この判決のインパクトは大きかった。具体的には、2011年以降、少しずつではあるが、失業給付Ⅱの基準額は、引き上げられた。しかし、失業保険財政に基づいて支給される失業給付Ⅰと違って、税を財源とする失業給付Ⅱに対しては、ドイツ国内では失業者を優遇しすぎるとの批判も出されている。現に、社会扶助制度の生計費扶助額とリンクした失業給付Ⅱである以上、なんらかの「劣等処遇」の貫徹や給付の付帯条件審査、あるいは厳格なペナルティなしの制度の拡充には、抵抗もある。

2010年2月の違憲判決に続いて、ドイツ連邦憲法裁判所は、2019年11月5日、ハルツ

IVにもとづく失業給付金Ⅱの受給者への制裁(Sanktion)の一部を基本法違反とする判決を出した。もともと批判が強く寄せられてきた失業給付Ⅱには、ジョブセンターで紹介された仕事に就かないで、同センターへの出頭を拒否した場合に、その度合いに応じて制裁としての給付金の削減がなされてきた。1回目が30%の給付金額の削減、2回目が60%の削減、3回目以降は、100%つまり全額廃止の制裁が受給者に課されてきた。同判決は、30%の削減までは「許容」できるとし、それを超える削減は「基本法」に違反していると断定した。

種々の社会保障・社会福祉制度の改革には、一方で財源確保が前面に出され、モラルハザード論が強調され、他方で法に定める人間の尊厳への違背が争点とされてきた。多方向のベクトルが交錯する中、ドイツが求める社会国家としての再構成は、いかなる政策によるべきか？

それに対する一つの回答が、ベーシックインカム の構想である。ドイツの首都であり、人口が最大の都市であり、州でもあるベルリンにおけるベーシックインカム のドイツ版のパイロット・プロジェクトについて紹介する。

### (3) ベルリンの連帯基礎所得とは何か

2019年7月に開始された実験は、2005年に実施された労働市場改革「ハルツⅣ」または「失業給付Ⅱ」の問題点を克服することを直接の目的としている。名付けて「連帯基礎所得(Solidarisches Grundeinkommen 以下SGE)がベルリン版のベーシックインカムの名称である。この実験について、ベルリン参事会(Senat)は次のように説明している。

「失業者に良い労働を、都市社会に付加価値を、これがSGEのパイロット・プロジェ

クトの背後にある理念である。失業している1000人のベルリン市民は、これにより失業給付Ⅱの持続的な代替物を受け取る。しかし、便益を得るのは失業者のみならず市全体である。なぜならSGEは、その制度の枠内で、ベルリンの就学前児童通所施設(Kita)、学校、近接交通、社会的領域における連携を強めるだろう。SGEによって、ベルリンにおける長期の失業を減らすためのあらたな一歩が踏み出される。したがって、ベルリンは、参加、公正、安定の保障と憲法上の社会国家原理の実現にむけた貢献をする。」(ベルリン参事会)

ベルリン参事会のこの公式見解には、先に見た2010年2月の連邦憲法裁判所判決の前文の見解との整合性が見て取れる。ハルツⅣに真っ向から挑戦するベルリンのSGEは、どのようなパイロット事業なのだろうか？

まず、長期失業者に対して、就業の機会を提供する雇用主には、2019年10月現在で56の公益法人や団体が名を連ねている。その中で最大のものは、ベルリン市交通局(BVG)である。さらに、名称だけでは判別が付きにくいものが多いが、市役所の出張所、キリスト教会、家政婦派遣所、保育園、児童福祉施設、社会教育施設、社会事業団体等が多く名を連ねている。これらの雇用主が、社会保険加入義務のある雇用を提供することになっている。

ここで、ドイツの社会保険加入義務は、2019年時点で平均月額賃金が450ユーロを超えた所得の労働者に生じた。この金額以下の所得であれば、加入義務は免除される。また、451ユーロから850ユーロまでの場合は、社会保険料の労働者本人負担の軽減措置がある。つまり、ベルリン市が、雇用主を通じて失業者に保障す

る賃金は、ミニジョブと呼ばれる僅少な賃金しか稼げないものではなく、最低でも社会保険加入義務の生じる水準であることが必要条件であり、成人の単身世帯と比較すると失業給付Ⅱの月額424ユーロより27ユーロ以上高い就業機会を提供することになる。この水準の所得だけで、失業給付Ⅱの持続的な代替がSGEで可能かどうかは判断を保留しなければならないが、市当局のスタンスとしては、失業給付Ⅱを選択してミニジョブに甘んじるよりは、よりましな就業機会を提供することに重きを置いている。

SGEが想定している事業分野、職業分野について、2019年2月に開催されたベルリンのSGE会議では、以下の分野が選定されていた。ベルリン市の道路や空間の管理人、学校の環境保全等の補助人、市営住宅の清掃人、児童福祉施設(Kita)の助手、高齢者やホームレスへの支援者、単身高齢者等の訪問介護サービス等10分野が指定された。

ベルリンのSGEの実験が開始された際に、ハルツ改革の推進機関であり、またこの改革の結果、連邦雇用公社(Bundesanstalt für Arbeit)から組織変更された連邦雇用エージェント(Bundesagentur für Arbeit)の議長(ドイツ社会民主党)のデトレフ・シェーレは、「誰であれ長期失業に心を痛める人を私は賞賛する。だが、この連帯的ベーシックインカムには問題がある。」と新聞紙上で批判した。

特に、このSGEが失業期間1~2年の長期失業者をターゲットにしていることを批判し、「必要なのは、公的手段での雇用ではなく、職業能力向上訓練と職業紹介だ」と主張した。(ZEIT ONLINE 2019/07/20)

確かに、1990年の東西ドイツ再統一以後、旧東ドイツの公的企業が整理淘汰される過

程で大量の失業者が発生し、失業保険制度による所得保障もままならない状況で、もともとドイツの雇用促進政策の一手段として制度化されていた雇用創出施策(Arbeitsbeschaffungsmassnahme、ABM)が活用された経験をもつ。民間の営利追求の企業等によっては実施されない公益性の高い事業を、連邦雇用公社の予算を使って、非営利団体などの担い手(Träger)を支援する政策がとられた。分野としては、工場跡地の浄化、社会教育分野の補助、公園清掃などの失業対策事業が拡大した。その後、ドイツ経済の復調と西から東への膨大な公共投資や民間投資により、旧東ドイツの失業者は次第に減少し、ABMはあまり活用されなくなった。1990年代半ば頃までは、第一の労働市場すなわち標準的な雇用機会への橋渡し役としてABMに期待が持たれたが、あくまで民間労働市場の補完役(民業圧迫の回避)としての位置づけから、後に縮小していった。

この度のベルリンのSGEの実験は、単なるABMの焼き直しなのか、それとも新たな労働市場政策、社会政策の挑戦なのか。この評価を確定するのは時期尚早であろう。ベルリン参事会は、2021年9月にSGEの中間評価を公表した。それによると、SGEパイロット事業に就労した理由を労働者に複数回答で尋ねたところ、回答者672人のうち77%がハルツⅣからの退出、65%が雇用保障と興味ある仕事、56%が自由意志、48%が興味ある企業だから、を選択した<sup>2</sup>。

## 2 COVID-19 と操業短縮手当

(1) 操業短縮手当(Kurzarbeitergeld)とは  
ドイツの操業短縮手当は、もともと日本の公

共職業安定所に相当する労働エージェント（Arbeitsagentur）が所管する「解雇」を回避するための労働市場政策の一手段として実施されてきた。その社会政策的意義は、労働者にとっては解雇の危険を回避し雇用を維持する役割、使用者にとっては必要な基幹的労働者の雇用を継続し、経済情勢が回復した際に中断なく経営を再開出来ることにある。しかし、操業短縮手当の給付認定は、その申請と認定には複雑な手続きが必要であり、適用条件も厳格なので、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大局面では、全般的な雇用危機を回避することは困難なはずであった。そこで、ドイツでは2020年3月20日に連邦議会で特例法が可決され、急速に拡大した解雇の危険を回避するために総合短縮手当の適用労働者数が増加した。もし、この特例法が実施されなかったら、単月で数百万人の失業者が発生したかもしれない。

2020年3月に特例法が施行されてから、適用事業所数は数万事業所から数十万事業所に一気に増加し、10月までは漸減傾向にあったが、年末から2021年1月にかけて増勢に転じている。今年（22年）の1月で400万事業所を超えている。その理由は、後に紹介する季節的操業短縮手当が建設業を中心に冬季の悪天候で増加し、また新型コロナウイルス感染症の新規感染が急増したことによる。操業短縮件数の労働者ベースで表した数値も年末から年始にかけて増加傾向にある。「推計操業短縮労働者数」でみると、2020年10月の753,133人から2021年1月には1,686,432人と2倍以上に増えている。

操業短縮手当の法的根拠は、「社会法典第3部」の第95条～第111条に定められている。そのうち、通常の操業短縮手当については、第95条から第100条が、主として建設業等を

対象とする季節的操業短縮手当については、第101条と第102条が、家内労働者を対象とする操業短縮手当については、第103条が規定している。同法典では続いて、操業短縮手当の給付期間（第104条）、手当の水準（第105条）、賃金差額の補填基準（第106条）、移行操業短縮手当（第111条）が定められている<sup>3</sup>。

## （2）季節的操業短縮手当とは

建設業等に直接かかわる季節的操業短縮手当は、社会法典第101条と第102条に根拠づけられている。その沿革は、1980年の連邦労働社会省令の「建設事業所令」Baubetriebe-Verordnungに始まる。

季節的操業短縮手当が通常の操業短縮手当と異なる第1の点は、原則として適用期間が毎年12月1日から翌年の3月31日まで、上限4カ月と限定されていることである。ドイツの冬季においては、建設業を中心に屋外労働は厳寒の気候の中でおこなわれる。ドイツ語で「悪天候」（Schlechtwetter）と呼ばれる期間である。この期間の建設労働者の労働不能あるいは建設工事のストップによる建設労働者の失業を回避することは重要問題であった。まさに、この時期の雇用保障や賃金所得の確保は、建設労働者、建設労働組合の死活問題であった。労働局による建設労働者に対する冬季の悪天候手当は現在も実施されている重要な通年雇用のための労働市場政策の手段である。他方、一般の操業短縮手当の期間の上限は12カ月とされており、労働社会省の決定により最長24カ月に延長することが出来る。現在の新型コロナ禍のドイツはこれを根拠に操業短縮手当を期間の上限まで延長している。

第2に、季節的操業短縮手当の給付対象は、

建設産業の事業所に雇用され、季節的条件の結果著しい労働損失を余儀なくされる労働者である。ここで、建設産業の事業所とは、ドイツの建設労働枠組み協約に定められた建設産業事業所であり、最低1人以上の労働者を雇用する事業所である。この手当の支給対象が、建設労使三団体による全国的包括的労働協約の規定に基づいていることに注目したい。

第3に、季節的労働損失には、悪天候を原因とするものだけでなく、その他経済的変動を原因とするものも含まれる。後者には、急激な受注残高の減少も該当する<sup>4</sup>。

### (3) 季節的操業短縮手当の水準と期間

季節的操業短縮手当の金額・水準は、子どもが1人以上いる労働者の実際に支払われた手取り（税・社会保険料控除後）賃金と通常支払われるべき手取り賃金の差額の67%、その他の労働者は、同じく差額の60%を補填する水準で決定される。これが通常原則である。実際には、賃金所得税の等級の相違や操業短縮中の副業（雇用・自営等）による収入が手取り賃金に加減されるので、複雑な計算となる。後にみるように、現在のドイツでは特例法が施行されているので、手当は加算されている。

季節的操業短縮手当は、原則として労働損失が始まる初日から給付される。そして、その給付期間は、労働損失が続き適用条件が満たされる限り、翌年の3月31日までとされている。加えて、操業短縮手当を受給中の社会保険料拠出の減額措置が使用者に対しておこなわれている。

季節的操業短縮手当の計算方法を次の3モデルに示す。ここでは、税・社会保険料・残業代等込みの賃金総額が「支払われるべき賃金月

額」と定義されている。「計算上の給付額」とは、支払われるべき賃金月額から、税・社会保険料を控除した額に67%を乗じた額である。労働損失100%つまり完全な休業の場合には、この「計算上の給付額」が当該労働者に満額支給される。同様に、労働損失の割合が50%、20%と少なくなるのに応じて、「支払われるべき季節的操業短縮手当額」は減額される。

#### 季節的操業短縮手当の試算モデル

##### ①労働損失100%のケース（賃金所得税クラスⅢ、子ども1人）

支払われるべき賃金月額	= 2,000,- €
計算上の給付額	= 1,072,00 €
実際に支払われた賃金月額	= 0,00 €
計算上の稼働額	= 0,00 €
支払われるべき季節的操業短縮手当	= 1,072,00 €

##### ②労働損失50%のケース（同上）

支払われるべき賃金月額	= 2,000,- €
計算上の給付額	= 1,072,00 €
実際に支払われた賃金月額	= 1,000,- €
計算上の稼働額	= 536,00 €
支払われるべき季節的操業短縮手当	= 536,00 €

##### ③労働損失20%のケース（同上）

支払われるべき賃金月額	= 2,000,- €
計算上の給付額	= 1,072,00 €
実際に支払われた賃金月額	= 1,600,- €
計算上の稼働額	= 857,60 €
支払われるべき季節的操業短縮手当	= 214,40 €

出 所 :Bundesagentur für Arbeit, Saison-Kurzarbeitergeld, Dienste und Leistungen der Agentur für Arbeit,2021,S.24.

#### (4) 3つの特例

以上みてきたように、季節的操業短縮手当の申請要件と実際の受給には、様々な前提条件が定められている。COVID-19の急襲は、リーマンショックの時よりも短期間に生じた激変であった。日本よりも数段厳しいロックダウン措置がとられたドイツでは、建設工事の急な中止や、労働者の外出規制が「労働損失」を不可避なものとした。

新型コロナウイルスの急速な拡大に直面して、連邦議会は、2020年3月に操業短縮手当の特例措置を次の3点について定める時限立法(Gesetz zur befristeten krisenbedingten

Verbesserung der Regelungen für das Kurzarbeitergeld vom 13. März 2020)を可決した。原則として、季節的操業短縮手当にもすべて適用されている。

①操業短縮手当令の給付申請要件の緩和措置  
10%以上の労働損失に見舞われた労働者の比率1を全労働者の3分の1以上から10%以上に拡大した。

##### ②負の労働残高積算の度外視

労働時間金庫に有給休暇の残高日数があっても操業短縮手当から相殺しないことにした。

##### ③支給期間の延長

通常の操業短縮手当の支給期間の上限を12カ月から24カ月に延長した。ただし、季節的操業短縮手当については、この延長給付は認められなかった。

これら3点に加えて、派遣労働者に対して、派遣元事業者の操業短縮手当が認定された場合の特例適用が認められた。

これらの特例は、当初2020年3月13日の時限立法で認められたが、2020年12月に、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況で、2021年末まで延長立法が制定された。この延長法では、子どもが1人以上いて労働損失が50%以上の労働者の給付率を、最初の3カ月の67%から4～6カ月目は77%、7カ月目移行は87%に引き上げている。子どものいない労働者の場合は、それぞれ60%→70%→80%と段階的に給付率を引き上げた。

#### おわりに

COVID-19は、経済活動や労働者の生活に直接および間接的に深刻な影響を及ぼしている。「ストレス・テスト」と言われるように、コロナ危機により既存の制度や慣行がその意思決定のあり方も含めて試練にさらされている。

労働市場政策と呼べるものが日本にあるかどうか、その規模、政策としての体系性という点ではドイツに及ばない日本でも、特別定額給付金の経験は、一時的ベーシックインカムへの接近として、一筋の光明を見たといえないか？

公的年金制度と公的扶助制度の包括性と最低限保障機能、これらを基礎においた全国一律最低賃金制度(ドイツは2015年1月から実施)とベーシックインカムの模索、さらには障害者の就労支援を包摂した積極的労働市場政策の渾然一体としたカオスから、国民経済と国民生活を根底から支える政策の実現へと結実させることが今ますます強く求められている。

(まつまる かずお・中央大学教授、  
労働総研代表理事)

- 1 2020年の日本の特別定額給付金1人10万円の支給は、1回限りの限定的な無条件ベーシックインカムと言えなくもないが、その実施に際しては主要な論点が出揃っていた。特に、給付金の支給に際して、個人または世帯の所得条件を付加するかどうかで、二転三転した結果、住民登録をしている個人に対して、国籍、職業、性別、所得等に関係なく一律支給となった。2020年度補正予算では、そのために12兆8,802億9,300万円が計上された。しかし、この定額給付金は、世帯主への支給であったため、厳密には個人単位のベーシックインカムではなかった。続く2021年の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯10万円）は、前年度または当年度住民税の均等割非課税世帯への給付であったが、これはベーシックインカムとはほど遠いものであった。
- 2 Der Senat von Berlin, Kurzbericht der Evaluation des Pilotprojekts Solidarisches Grundeinkommen (SGE) des Landes Berlin, 2021, S.27.
- 3 詳しくは、Sabrina Meyer/Daniel Wall, Kurzarbeit und Kurzarbeitergeld, 2021 Frankfurt am Main を参照のこと。
- 4 季節的操業短縮手当について詳しくは次を参照のこと。Bundesagentur für Arbeit, Saison-Kurzarbeitergeld, Dienste und Leistungen der Agentur für Arbeit, 2021.